

## 全国総合交通分析システム(NITAS) 利用要領

令和8年7月1日

### (総則)

第一条 国土交通省総合政策局総務課(以下「国土交通省」という。)が所有する全国総合交通分析システム(以下、「NITAS」(ナイトス)という。)の利用は、本要領に定めるところによる。

### (利用目的)

第二条 NITAS は、総合的な交通体系の整備に資する調査・分析のためにのみ利用するものとし、当該目的の範囲を超えて利用してはならない。

### (利用者となりうる者)

第三条 利用者となりうる者は、次に掲げる者とする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 国土交通省が適当と認める公共的機関及び公益的事業を営む法人
- 四 国土交通省が適当と認める研究機関
- 五 国又は地方公共団体からの委託又は請負に基づく業務を行う法人のうち国土交通省が適当と認めるもの

### (利用の申請及び承認)

第四条 NITAS を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、本要領に同意の上、国土交通省が指定する利用申請フォーム(Microsoft Forms)から利用申請を行うものとする。

2 国土交通省は、申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認しないことができる。

- 一 第二条に規定する目的に適合しないとき
- 二 第三条に規定する利用主体に該当しないとき
- 三 その他適当でないと認めるとき

3 国土交通省は、利用申請を承認するときは、当該申請者に対して承認する旨の通知を行う。かかる通知の時点をもって、当該申請者及び利用申請フォームに記載した使用者は、利用者となる。

### (利用期間)

第五条 利用者は、国土交通省が承認した日から、承認された利用終了日までの期間(以下「利用期間」という。)内に限り、NITAS を利用するものとする。

2 国土交通省本省及び同省地方支部局以外の利用者が利用する場合の利用期間は、4箇月以内とする。

3 利用者は、利用期間の延長を希望する場合、国土交通省が指定する延長申請フォーム(Microsoft Forms)から申請し、承認を受けなければならない。

4 国土交通省本省及び同省地方支部局以外の利用者が前項の規定により利用期間の延長の承認を受けた場合の利用期間は、当初の利用期間の終了日の翌日から起算して4箇月以内とする。

### (善管注意義務等)

第六条 利用者は、善良なる管理者としての注意義務をもって、NITAS を適正に利用及び管理しなければならない。

### (損害に関する免責)

第七条 国土交通省は、NITAS の利用に関連して利用者に直接又は間接的に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第八条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、NITAS を毀損又は滅失等したときは、国土交通省の指示に従い、その負担においてこれを賠償又は修復しなければならない。

(転貸の禁止)

第九条 利用者は、NITAS を第三者に有償・無償問わず譲渡、貸与又は使用させてはならない。

(複製の禁止)

第十条 利用者は、NITAS を複製してはならない。

(第三者の権利の保護)

第十一条 利用者は、NITAS に含まれるデータのうち第三者が権利を有するものについて、当該権利を侵害する行為をしてはならない。

(成果物等の取扱い)

第十二条 利用者は、NITAS に含まれるデータ並びに NITAS の利用により得られたデータ、分析結果、図表その他一切の生成物(以下「成果物等」という。)について、次項以下の規定を遵守しなければならない。ただし、国土交通省が個別に認めた場合はこの限りでない。

2 利用者は、成果物等を第三者に提供(譲渡、貸与その他これらに類する方法により移転することをいう。以下同じ。)する場合は、非営利目的に限り、あらかじめ利用申請フォームに記載し、国土交通省の承認を受けた範囲で行わなければならない。この場合において、当該成果物等の提供を受けた第三者による取扱いについても、非営利目的に限るものとする。

3 利用者は、成果物等を用いて、営利目的で外部に対する役務の提供(コンサルティング、業務受託を含む。)、システム開発その他これらに類する行為をしてはならない。

4 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託又は請負に基づき、公共目的の範囲内で成果物等を利用する場合は、この限りでない。

5 利用者は、NITAS に収録されたデータの全部又は主要な部分を抽出し、当該データベースを再構築又は第三者に提供してはならない。

6 利用者は、成果物等を編集又は加工する場合には、NITAS に由来するデータの内容及び精度について誤認を生じさせる表現をしてはならない。

(利用後の処置)

第十三条 利用者は、利用期間終了後、速やかに NITAS を返却しなければならない。

2 利用者は、前項の返却に際し、インストールしたプログラムをすべてアンインストールするとともに、NITAS に収録されたデータを抽出し保存した場合には、当該データを完全に削除し、これらの措置を実施した旨を国土交通省が指定する報告フォーム(Microsoft Forms)により報告しなければならない。

(成果物の報告)

第十四条 利用者は、NITAS により得られた成果物等の概要について、国土交通省が指定する報告フォーム(Microsoft Forms)により報告するものとする。

(出典等の明示)

第十五条 利用者は、成果物等を公表(インターネットによる公開を含む。)する場合は、その出典を「全国総合交通分析システム(NITAS)ver.〇.〇」として明記しなければならない。

2 NITAS の「拡張機能」を利用して独自に算出した成果を含む場合には、「全国総合交通分析システム(NITAS)ver.〇.〇を用いて独自に算出」と明記するものとする。

3 利用者は、成果物等の公表にあたり、当該成果物等が国土交通省の公式見解又は公式データであると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(違反時の措置)

第十六条 国土交通省は、利用者が本要領に違反した場合には、NITAS の利用の停止、承認の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

(要領の変更)

第一七条 国土交通省は、必要に応じて、本要領の内容を変更することができるものとする。

2 本要領を変更する場合には、変更後の内容をメール等で利用者に周知するものとし、変更後の要領は、周知した日より効力が発生するものとする。

3 利用者が変更後の要領に同意できない場合には、前項に規定する効力発生日から起算して一週間以内に国土交通省に連絡し、本サービスの利用を中止するものとする。その場合、速やかに NITAS を返却しなければならない。

(その他)

第十八条 NITAS に関する問合せ及び不具合の報告については、国土交通省に対して行うものとする。

2 NITAS の利用は、日本国内に限るものとする。